令和4年10月定例教育委員会

開催日時 令和4年10月20日(木)午前10時~午後0時20分

1 開 会(教育長)

○足羽教育長

それではただいまより、令和4年10月の定例教育委員会を開会いたします。

2 日程説明

○足羽教育長

それでは、最初に林次長から日程説明をお願いします。

○林次長

本日は、議案3件、報告事項10件ということで、合計13件となります。ご審議のほどよろしく お願いしたいと思います。

3 一般報告

○足羽教育長

それでは、まず私のほうから一般報告をさせていただきたいと思います。お手元の資料をご覧いただきながら、お願いしたいと思いますが、まず新型コロナの概要でございます。9月は、トータル8,700人余りの感染者でございました。8月が25,500人ぐらいでありましたので、随分減りつつありますが、昨日もコロナ本部会議があり、ここにきて微増傾向にあって第7波の前よりも高いレベルで上がりつつあるという状況でございます。学校も再開して様々な教育活動あるいはスポーツの大会もあって、それらで悉くといっていいぐらい児童生徒の感染は増えております。クラスター関係でも1カ月、前回の教育委員会以降では10校以上が学校関係でクラスターになって感染者が出ている状況であり、今後寒くなってインフルエンザとの同時感染の流行というふうなこともちょっと懸念されるところであって、慎重に感染対策を徹底しながら活動を止めたりすることがないように取り組んで参りたいと思っております。

それでは資料のほうで9月12日でございますが、長年検討して参りました倉吉東高校でバカロレア認定を受けることができました。9月28日に認定報告を受けたところでございますが、その前段としてバカロレアのIB機構の事務局長と私がオンラインで面談し、県としての設置の方向性、考え方を事前に再度説明差し上げたところでございます。

9月13日に鳥取商業高校の野球部のキャプテンが甲子園出場の報告にきてくれました。結果は残念でしたが、優勝した仙台育英高校と前半互角に渡り合った非常にいい経験であり、キャプテンは是

非将来、教員になって指導者になりたい、そんな夢も語ってくれたところでございます。

そして9月14日、孤独対策プラットフォーム会議ということで、引きこもりであるとかヤングケアラーであるとか、県全体の部局横断的な形で、そうした人への支援ができるような体制づくりということの会議がスタートしたところでございます。

9月16日から県議会がスタートいたしまして10月14日まで、12人の代表を含めてご質問をいただきました。これまでに比べると若干少なかったかなという気はしておりますけれども、それでも美術館の作品購入の件、成人年齢の引き下げ、家庭教育の在り方、そして障がい者情報のアクセシビリティー推進法が成立いたしましたことを受けて、県内で特別支援学校や特別支援学級はどんな情報の提供をしているか、そしてまたその伝え方をしているのかといったようなご質問をいただいたところでございます。さらにはこのデジタル社会が進展していく中で、学校現場でどんな人材育成を図っているのか、また成人年齢引き下げと絡めて主権者教育関係でご質問をいただいたところでございます。

9月22日ですが、教育審議会の生涯学習分科会から建議書を受領いたしました。これはコミュニティースクールと地域学校協働本部の在り方、この中身をより充実させていくべきだという非常に貴重なご意見を、各地を回っていただきながら、例えば県立高校では岩美高校に行っていただいて、実際に学校と岩美町の連携具合、そのコミュニティースクールの在り方等の視察などいただきながら、具体的な提言をいただいたと思っておりますので、コミュニティースクール自体は全校に入れていきますが、ぜひこれからの施策の中身を充実させる、本来の取組にこの建議書の内容をしっかり受けとめながら進めて参りたいというふうに思っております。

9月25日は手話パフォーマンス甲子園が3年ぶりに集合形式で開催されました。県内からは鳥取 聾学校、米子東高校、そして鳥取城北高校の3校が出場を果たしました。鳥取聾学校が聾学校協会賞 を受賞されるなど、私もここ6、7年見てますが、レベルや質が上がっているなと感じました。非常 に中身の濃い、そして思いのこもったパフォーマンスをたくさん全国の高校生たちが見せてくれたと 思っております。来年はいよいよ10周年の記念大会を迎えますので、またぜひ来年は委員の皆様方 にも見ていただけるようになればと思います。今回まだ一般客も入れていませんので、なかなかでき ませんでしたけれども、来年もしそれが許せる状況になれば見ていただければというふうに思います。

そして冒頭申しましたが28日に、倉吉東高校のバカロレア認定の報告に校長先生や担当者の方が 来ていただき、いよいよ情報をオープンにしていこうというところです。11月には来年度の生徒募 集に向けて、シンポジウムを開催する予定にしておりますので、またご案内さしあげたいと思ってお ります。

書いておりませんが、9月30日が教員採用試験の結果公表でございました。辞退者も既に出てきているというふうに聞いておりますけれども、なんとかやりたいという思いを持った教員の確保に向けて今後丁寧に対応して参りたいというふうに思います。

10月1日から、国民体育大会が3年ぶりに開催され、私も初めて開会式に行きました。議会のまっただ中であったんですが行進をさせていただきました。弓道の少年男子、倉吉西高校と米子工業高校の生徒のチームが優勝を果たしたり、それから飛び込み少年女子で米子東高校2年生の生徒さんが優勝を果たされたり、またちょうど私は次の日の日曜日に相撲の応援にいきましたら、目の前で鳥取

城北高校が団体、個人とも見事な戦いぶりで優勝を果たしてくれたり、高校生の活躍が目立った大会でございました。総合の結果は残念ながら下位に沈みましたけれども、今後に向けて高校生たちの頑張りはさらに期待できるんじゃないかと思います。

10月2日、夜間中学のシンポジウムを私は不在でしたが、さざんか会館で70人ぐらいがご参加いただいて前向きなご意見や提言をいただいたというふうに伺っております。

10月7日、琴の浦高等特別支援学校が創立10周年を迎えて若原委員さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。ちょうど議会最中だったもので私も行けなかったんですけども、ここで学んだ生徒さんが本当に社会に出て、しっかり自分の社会的自立を果たしていらっしゃる姿、本当に嬉しく頼もしくこの十周年を祝ったところでございます。

そして書いておりませんが、11日から、昨年もしたところですが、今現在19市町村を回り、首長さん方とも教育課題について意見交換をするために県内をずっと回っているところでございます。教育委員会との連携はありますが、首長部局のほうとも、この教育課題をしっかり連携していただきながら、不登校の課題、英語力を含めた学力向上といった問題について意見交換しているところです。一番今どの市町村も大きな検討課題としておられるのは、部活動の地域移行、これは「できるのか」という点です。受皿となる団体、指導者の問題についても、考えれば考えるほど課題があって、なかなか来年からすんなりといくような状況にはないということについて共通理解を図りながら、ではどうやって生徒たちの活動機会を確保するのか、その考えについて意見交換などをしているところでございます。

14日に、島根大学の教育学部長さん、副学部長さんとの面談を行って、来年以降の山陰教師コンソーシアムに基づいた教員派遣等について意見交換をしたところでございます。来週にはまた島根大学教育学部と鳥取県教育委員会との2者懇談を、オンラインではありますが、予定をしているところであり、教員の養成や現職教員の研修の在り方の充実を図って参りたいと思います。

そして最後に、今日中国地区の退職校長会の連絡協議会が、鳥取で3年ぶりに開かれます。そこの開会式にきて一言ほしいということを伺っておりますので、午後になると思いますが、私が出て皆様方にご挨拶をさせていただこうと思っているところでございます。私からの一般報告は以上となります。

4 議 事

○足羽教育長

それでは続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、中島委員と佐伯委員にお願いしたい と思います。よろしくお願いいたします。

では、林次長から議案の概要説明をお願いします。

○林次長

議案ですが、本日3件でございます。第1号につきましては、令和4年度鳥取県教育委員会表彰で ございます。他の模範となる児童生徒及び教職員、あるいは教育、学術、文化等の各分野におきまし て、功績のある者につきまして、教育委員会として表彰しようとするものであります。

議案第2号につきましては、公立学校教職員の退職手当支給制限処分についてでございます。これ につきましては禁固刑以上の刑事処分が確定しました職員につきまして、失職した教職員に対しての 退職手当ての支給制限の制度につきましてお諮りするものでございます。

議案第3号につきましては、令和4年度末公立学校教職員人事異動方針等についてということで、 令和4年度末の公立学校教職員の人事異動に関する方針について、協議をさせていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(1)審 議

○足羽教育長

それでは議案の審議に入っていきたいと思います。まず第1号議案と第2号議案につきましては人 事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(同意の 声。) それでは、ちょっと準備をしますので暫くお待ちください。

【議案1】 令和4年度鳥取県教育委員会表彰について(非公開)

【議案2】 公立学校教職員の退職手当支給制限処分について(非公開)

【議案3】 令和4年度末公立学校教職員人事異動方針等について

○足羽教育長

続きまして議案第3号ですが、ここから公開といたしたいと思います。それでは議案第3号について、説明をお願いします。

○井上教育人材開発課長

引き続き、教育人材開発課でございます。令和4年度末公立学校教職員人事異動方針等について、 特に人事異動方針につきましては、地教行法上、教育委員会における専決事項となっておりますので、 こちらのほうで人事異動方針について議決をお願いしたく提案をいたします。

内容につきましては、1頁及び2頁が具体的な内容となります。2頁に令和4年度末公立学校教職員人事異動方針の提案をさせていただいておりますが、これは昨年度と比較して変更することなく提案させていただきたいと思っております。

大きな視点で人事異動方針を示すもので、全県的視野から人事異動を行うということ、新進気鋭の人材の抜擢をするということ、管理職については多様な経験や優れた知見、指導力を備えた人材を登用するということ、地域間、学校間の格差を生じないよう、幅広い人事交流と校種間の交流を行うということ、適正な配置に努めるということ、同一校の勤務期間についても長い短いについては当然考慮しながら行うということ、人事の刷新が重要であるということ、それから特別支援教育、定通教育及び特別な配慮を要する地域等、教育の充実を図るということを当然考慮していくということを挙げ

ております。県立学校におきましては校長の意見具申、市町村立学校につきましては市町村教育委員会の内申を尊重する。これらの非常に大きな枠組として示すものですので特に変更する必要はなく、このとおりとさせていただきたいということで提案をさせていただきます。

なお、人事異動方針よりさらに細かい内容につきまして、3頁と4頁には県立学校についての取扱要領、それから市町村立学校につきましては5頁6頁に人事異動取扱要領を掲載してございます。これらについても併せて、この場でお示しをしたいと思っておりますが、特に今回この取扱要領の中で変更したく考えておりますのが、3頁の県立学校についての部分でございます。新旧対照表を1頁に入れさせていただいておりますが、1番の管理職の人事についての校長の人事におきまして、「広く全県的視野から適在適所に配置する」ということを従来ここに書いておりましたけれども、ここに高等学校につきましては、特に令和5年度において様々なスクールポリシーを形成検討していく必要があるということから、高等学校の魅力化、特色化を推し進める人材など全県的視野からの適材というところに、具体例を提示させていただけたらというふうに考えております。

人事異動方針につきましては従来どおりで、取扱要領についてこの一部を加えることで新たに提案 をさせていただきたいと考えました。以上でございます。

○足羽教育長

何かご質問等あればお願いいたします。

○鱸委員

倉吉東高校に国際バカロレアができるんですが、そのバカロレアを担当する教員の人事で特に変えないといけない問題はないんですか。時期が近くなったら、それも考慮しないといけないということですか。

○井上教育人材開発課長

3頁の2番の教職員の人事のところで、県立高等学校重点校制度など、学校の特色を考慮し、校長の意見を尊重するという部分があります。学校の特色の中に例えば、倉吉東高校の国際バカロレアであるとか、様々な専門学科の学校の特色であるとか、この辺りを考慮しながらきちんと行っていくことにしておりますので、この中に含まれているというふうに考えていただければと思います。

○中島委員

高校の校長における人事で、高等学校の魅力化、特色化を推し進める人材などということで、これ自体はいいと思うんですけど、これからその高校の特色化を進めていくに当たって今基本的には任期は3年ですよね。これちょっと判断が難しいところなんですけど、特色化を推し進めていくのに3年で足りるのかという問題が一つあって、ただ一方でうまくいかない時には代えたほうがいいとの中で、この任期ということについてある程度柔軟に考えていくということも、これから必要になってくるのかなと思うんです。やろうとするとやっぱり5年はかかるんじゃないかという気もするんですよね。3年で代えるというのはちょっと短いような気もするんだけれども、これについてはどうお考えです

か。

○井上教育人材開発課長

3頁の1番の(1)のところで、学校運営の充実を図るために、原則として同一校に3年以上配置することというところで、この3年以上という部分が今おっしゃっていただいた、学校の魅力化、特色化を推し進めていただくためには一定程度の期間が必要だということをここで表現しています。様々な事情を考慮する意味から、そこは柔軟に考えていきたいと思います。

○足羽教育長

特にこれは今県立高校の話ですが、小中学校のほうが交代のスパンは短いなという感じがするんですよね。小中学校のほうも3年以上在籍というのが校長のところになっているんですが、数が多いがゆえに退職者が出たりして、大規模校のポストが空いた時に、そこを任せていきたい人はここにいてまだ2年経ってないとか、1年で交代ということはあまりないようにしておられますが、そういうケースもあります。やはり今おっしゃるように、ある程度腰を据えて学校の特色化を進めなければならないのは、小中学校よりもやっぱり高校のほうがそこは目立ちますし、今後、今日の委員協議会でもまた協議議論していただきますが、高校の在り方について今後変わっていく中で、本当に「ここはあんたに任せる」という人事も必要になるだろうというふうに私自身も思っていますので、今後の在り方、同時にそれは人の動きということと連動させながら、今課長が説明しましたが柔軟に対応していく必要があろうかなと思っています。

○中島委員

今実質、大体3年を1つのタームとしながら、2校やるというのがだいたいのパターンなんですよね。

○井上教育人材開発課長

必ずしも 2 校ということを意識しているわけではありませんけれど、結果的に多くはそうなっています。

○中島委員

そうすると今度はじゃあ5年ということにすると、じゃあ残りの1年はということになるので、トータルな時間の使い方というのも出てきますよね。そうすると、どの時点で校長に上げるかということも、結局制度に関わってくるということですね。これ意外と幅広な問題なのかなと思っています。ただとにかく今教育長もおっしゃったとおり、高校の校長については、小中がオールラウンドプレーヤーが求められるのに対して、高校はもっと専門職でいいと思うので、若い時点での登用というのもありじゃないかと。そこはぜひダイナミックに考えていただけたらいいんじゃないかなと思います。

○足羽教育長

そのほかいかがでしょうか。

○鱸委員

特別支援教育の人材、教師の配置ですけども、随分特別支援教育という考え方も、またいろいろと変わってきて、法律的にも医療ケアが必要な子どもさんを教育するだけでなく、小中学校の特別支援学級で指導するといったように、特別支援教育における教員の専門性というのは人事を考えるときにはかなり重要なものになってきていると思います。教員、学校、特別支援教育課も含めた幅広い範囲での協議というか相談というか、そういったものをしっかりして、全体的に質が向上するような人材配置を考えるというのは非常に大事なことだと思うんですよね。現場がこうしたいと思っても、一つの人事の流れで、それがうまくいかなくなってくるというようなことも予想されますので、ぜひこの辺のことは時間がかかってしまいますが丁寧に、内容の向上に向けて考えた時に、いわゆる一般の高校あるいは、小中学の人事とまた違うものという認識の中で、頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井上教育人材開発課長

ありがとうございました。2頁の校長の意見具申であるとか、市町村教育委員会の内申であるとか、 ここの部分は単にペーパーということではなくて、聴き取りを丁寧に行っていくということで、この 紙は当然事務局内で横の連携も必要だということで、ご指摘のとおりチームワークでしたいと考えて います。合わせて4頁の4番のように幅広くやっていきたいと考えております。それは、県立と市町 村立も同様でございます。

○鱸委員

特に、いわゆるICTを活用した特別支援教育への導入という視点は、かなり専門性がいる。そして、そのICTを導入した時にその子どもさんの能力を見抜くというところというのは、非常に専門性が必要なところですので、今言ったようにいろんな部署とも共同して人事を組み立ててもらうということもぜひよろしくお願いします。

○井上教育人材開発課長

はい。

○佐伯委員

異動に関して、特別支援学校との交流で小中学校の先生方が3年間と書いてあるんですけども、すごく小中の特別支援学級が増えてきていて、事前に研修をしているわけでもないのにそこに入ってくる子どもさん一人につき担任が一人付くみたいなのがあるというような話を聞いています。本人の希望とか校長先生からの推薦とかいろんな関係で交流に出られるんだと思うんですが、一朝一夕では修得できるような指導方法ではない、実際の現場にいって、こんなふうに子どもたちに接して、カリキュラムを作ったり教材を作成したり、それから成長の様子を見ながら、身に付いていくわけで、それ

は実際に経験しないとなかなか難しいんだろうなと思いますので、そういったことをきちんと啓発しないといけないなと思います。それでいて専門性を高めたいと思ってらっしゃる方についてはきちんとサポートするなどのことを学校体制としても考えていかないといけないと思いますので、その部分の支援についてお願いしたいなと思います。

○中田教育次長

現状としてはそういう現状がまだまだたくさんあると思います。校長先生方にも取扱要領等も含めてお話はしていくんですけども、研修もそうですし、人事異動もそうですし、学校としてもこの特別支援教育について課題として挙げられる先生方が多いですので、しっかり発信をして、専門性をもう少し高めたいという先生方には研修にいっていただくというようなことも行いながら取り組んでいきたいなと。

○佐伯委員

よろしくお願いします。

○若原委員

倉吉東高校がバカロレア認定校になりましたね。その認定される時に、教員の審査というのはあったんですか。この科目は誰が担当するというような。そしてその先生について、担当する資格というか能力があるかというような、そういう審査もあったんでしょうか。

○井上教育人材開発課長

バカロレアを担当する教員につきましては、事前に研修を受ける必要がございますので、研修を受けた上で担当してもらうようになります。ただ「この人じゃないとできない」とか、この人のみが担当できる、というような形ですと、人事について様々な問題が生じますので、そこは研修していただいて担当できる教員の幅を広く広げながら、担当者を充てるというということを心しながら、やっていきたいと思います。

○若原委員

そういうバカロレアの担当の先生というのは、認定を受けてから何年間は異動ができないとか、そういうのはないですか。普通は完成年度までは異動できないというようなことはあると思うんですけど、異動というか変更ですね。そういう条件というのは今回のバカロレアの認定を受けた時になかったんでしょうか。

○井上教育人材開発課長

認定に当たって人を縛るということは特にないと考えています。ただ、少なくとも出来る教員が一定程度必要であるというところはありますので、そこは人事上の配慮は当然必要になります。

○若原委員

最後の参考資料で付いている倉吉東高校のところを見ますと、バカロレアに関心があるような先生がほしいというようなことがありますよね。だから一定の担当教員を、増員はもちろん問題はないと思うんですが、人を入れ替えるというのは可能なのかどうか、詳しいことはよく分からないんですけど、認定を受けた時にこういう先生が何人の体制で担当しますということを認められて、それにプラス人を増やすのは構わないと思うんですが、認定を受けた時の人を誰かと交代するということはできるんですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

高等学校課です。まさにそこがバカロレアを導入する時の大きな課題の一つでして、そのためにも今なんとかバカロレアが実施できる教員を確保できています。ただ転勤はありますので、この後も常に新たにワークショップというのに参加して、バカロレアの授業をすることができる教員を毎年のように育てていく必要があるということです。その数が一定数増えてきましたら、またその中で異動もできる、そういうことを考えています。それで今回確認報告の際には、県内でバカロレアを教える資格を持っている教員が、例えば歴史であれば歴史の教員が、大学でいうところのシラバスを作っていまして、これをバカロレアではコースアウトラインというんですけど、それを確認方法にきたバカロレア機構の職員に対して、こういう意図でこういう力を付けるために、こういう授業をしますということをずっと説明して、いろいろ質問を受けながら、「そういう観点でやってもらえるんなら、いいでしょう」ということでOKをもらって、この科目は倉吉東高校でやってもらいましょうということが決まったということでございます。ですので今資格を持っておられる先生は、非常に力のある先生方です。

○若原委員

大体分かりました。

○林次長

大学の学部とかの認定のイメージと同じだと思うんですけども、具体的に年度の縛りとか、何年間はこのメンバーでないといけないということはないんですけど、先程酒井が申しましたように、ある程度学科ごとにきちんと複数名以上担当できる教員を常に確保していって、授業展開ができるようにということはしていかないといけないということで、それについては新規の教員の養成もしていきますし、長いスパンで見ると人事異動も可能だと思います。ただおっしゃられるとおり、2、3年は、スタート時期なので同じ先生がきちんとやってもらえる形になるような配慮というのは当然していく人事異動であるべきと。3年経ったら極端に担当者が全員交代するようなことがないようには当然人事も考えるでしょう。あんまり大学の設置認可のような厳しいことはないです。

○鱸委員

ちょっと教えてください。この公募というのは2つあって、今の充足している人数の中にあるけど、

学校としてこんなことがやりたいので公募しますという場合と、それから学校がこういうことをやるので、ここは空けてそこのところに公募としてお願いするのか、そこはどういう人事配置になりますか。

○井上教育人材開発課長

今ある配置上から事前に空けてということはないです。まず学校側の特色化の一助としてこういう 方向性でいきたいとした上で、それに賛同していただける人に手挙げをしていただいて、自己申告し ていただいて。

○鱸委員

分かりました。

○足羽教育長

スタートした時に随分議論になった部分でして、募集をかけるとそこの学校の先生方に変な不安感を与える恐れがあると。ピンポイントの教科担当を公募するということではなく、学校の特色化に資するような人材を公募するという趣旨でございます。では、議案第3号につきましても、原案のとおりとさせていただいてもよろしいでしょうか。(同意の声。)はい、ありがとうございました。では、これで議案の審議を終了したいと思います。

(2) 報告事項

○足羽教育長

続けて、報告事項に入りたいと思います。説明は簡潔にお願いします。

【報告事項ア】 令和5年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験志願状況等について

○足羽教育長

では、報告事項アについて説明をお願いします。

○井上教育人材開発課長

教育人材開発課でございます。令和5年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験につきまして、 合格者を9月30日に公表しました。その状況につきまして報告をさせていただきます。

めくっていただきまして、この表でございますが、小学校教諭につきましては、150名の採用予定数に対して、522名の志願をいただきました。これは併願も含んでいます。その中で一次試験合格と一次試験免除とを合わせてた390名に対して、二次試験を行いましたが、出席者は280名でございました。90名が欠席ということでございます。これは県外者を中心に受験しなかったという

ことでございます。その中で208名をA登載としまして、B登載に該当する者はいないということになりました。昨今の教員確保が非常に困難な状況の中で志願者522名に来ていただき、そしてその中で208名のA登載者を出していますので、この者を来年度小学校にぜひ配置したいというふうに考えておりますが、ここはまた詳細な研究、検討等はまた後日報告させていただきたいと思いますが、この中で実は県内出身者というのは65名でして、県外新卒者が126名という、208名の中で県外新卒者が126名という、おそらく他県を受験しながら、本県を受験し、両方に合格する中で今後自分の就職先を考えていく者も、かなり大多数含まれているというふうに考えております。辞退等は、今月10月28日までに申し出るようにということを各合格者には通知していますが、必ずしもそこまでで確定するというものでもなく、その後例えば大学院等も含めて、様々な思いをお持ちということになると思います。そういう中で次年度の人事を考えていきたいと思いますし、来てくれた方々、本県に採用に至った方を、また、来年度以降しっかりと育てていきたいと考えております。

同様に中学校教諭につきましては、65名の採用予定に対して、A登載者を68名出しております。特別支援学校につきましては、採用予定25名に対して、27名のA登載者。養護教諭につきましては、14名のA登載者。高等学校教諭については、45名の予定数に対して38名のA登載者。栄養教諭につきましては、1名のA登載者を出しております。高等学校教諭につきましては、予定数よりもA登載者が下回っておりますけれども、これは教科ごとにそれぞれ検討していきますので、残念ながら受験者がいなくなってしまった教科であるとか、なかなか採用することができなかった教科が含まれておりますことをご承知おきいただければと思います。

今年度の特徴としまして、中学校教諭の関西会場を設置しました。結果A登載者68名となりましたが、先程の小学校と同様にここにも県外出身者が35名おりますので、成果がある反面今後様々なことを考慮しながら次年度の配置等を検討していきたいと考えております。

課題ですとか、成果ですとか、次年度に向けた検討というのは、また後日ご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○足羽教育長

今年度の採用試験の結果の状況でした。いかがでしょうか。何かご質問がありましたらお願いします。

○中島委員

また後日あるということですけども、もう1回小学校の208の県外の出身者の数の内訳は。

○井上教育人材開発課長

県外新卒者が126名、で県外過卒者が17名です。

○中島委員

県外過卒者が17名、そうすると143人。具体的には住民票というわけですね。

○井上教育人材開発課長

卒業した高校で判断しております。

○中島委員

卒業した高校ですか?

○井上教育人材開発課長

非常に希な例でございますが、県内で出願したんだけど、県外の高校であれば県外でカウントされてしまいます。誤差の範囲だと思っています。

○足羽教育長

県内で頑張っていただいている者がほぼ採用に入ってきているのと、そうじゃない方は一次が通らない。最低の部分をクリアされれば、どんどん合格するチャンスがこの状況の中であるんですけど、一次が突破できないのに県内の新卒者が残って、そこに新卒者がどんどん入って県外者が含まれてという状況である。だから一次をクリアしたら、もう合格のチャンスが見えてきているので、なんとか一次を受験していただきたいと考えて。

またその後の状況につきましては、今後の検討に向けても、また報告なり協議なりをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(同意の声。)

【報告事項イ】 県立夜間中学シンポジウム及び個別相談会の開催結果について

○足羽教育長

では、報告事項イ。時間があまりありませんので簡潔にお願いします。

○山口小中学校課県立夜間中学設置準備室長

はい、それでは報告事項イです。よろしくお願いします。この度県立夜間中学シンポジウムを開催 しまして、合わせて個別相談会も実施しましたので、報告いたします。

今回のシンポジウムの一番の狙いは、夜間中学がどのような学校なのか、一人でも多くの方に知っていただくことでした。資料1頁の2をご覧ください。10月2日に鳥取市、東部地区でシンポジウムを開催しまして、それとともに相談会のほうも正式にスタートさせました。計画時かなり感染症も拡大していましたので、中西部ではご覧の期日にシンポジウムの録画上映と、合わせて個別相談会を計画しました。このほか希望者に対しては、YouTubeでシンポジウムの録画を配信しております。ご覧のように参加者は計51名、ここに動画視聴7名を加えて合計58名でした。参加者51名の中で、帰りにアンケートに答えてくださった方が33名あったんですけども、対象者の支援者であったり保護者などは大体およそこの半数でした。

個別相談のほうですけども、東部で1名申し込みがあったんですが、会場にはこられていたんですけども残念ながら、相談無しで帰られております。

3番のシンポジウムの概要をご覧ください。(1) のように先進県の徳島県立しらさぎ中学校の動画 上映、予定説明、パネルディスカッションの3部構成で行っております。特にしらさぎ中学のご承諾 を得て、生徒さんたちのインタビューを直接録画して、それを送っていただきました。これを流した のですけれども、事後の感想からも、生の声は参加者の方々に響いたようです。

(2) のパネルディスカッションのパネリストの意見を少し紹介いたします。アの中ですけども、 学校への通いやすさの視点というのはやはり重要ということで、徳島のほうでは、3限目までで下校 を認めたり、福岡の先生からは生徒実態を見て長期休業期間は柔軟な設定を考えられるといったよう な話題も出ました。夜間中学については、既存の考え方から発想を広げたり、発想転換していくとい ったそういったことが、大事なのかなと感じております。

そして、イ、ウ、学び方とか学びやすさについてですが、不登校や引きこもりが大きな課題で、引きこもりを長期化させないために、夜間中学は選択肢の一つとして、社会と繋がる大きな役割を担うことや、文科省のほうからは多様な生徒一人一人の出番をつくり、多様さを受け入れる学校であるということが学ぶ権利の保障に繋がるという発信もしていただきました。

2頁のほうは、(3)ですけども、参加された方から、障がいのある方への対応の質問もありまして、 実際はケースバイケースかもしれませんけれど、学校として対応できる内容や、受け入れ可能な範囲 などをよく検討し整理しておきたいと思います。

最後4番、参加者からいただいたアンケート結果を抜粋しております。またご覧いただければと思いますが、51名の参加者のうち33名から回答をいただきました。悲観の声もいただいています。 やはり交通の利用のことについて利便性のことというのはすごくネックになるというご指摘も多くありました。また、周知のあり方ですとか、ニーズの掘り起こしの難しさというのも感じていただけたようです。

次のイベントといたしましては、12月に体験授業会を予定しております。既にシンポジウム参加者へのアンケートで体験授業へ参加あるいは見学してみたいなという方は、今2名そういった回答をいただいています。11月に発信をしていく予定です。改めて既に繋がっているところ以外へのアプローチ、作戦といいますか、対象者になんとか情報を届けたいということで、いろいろと方法を考えて動いていきたいと思います。以上です。

○足羽教育長

なにかご質問等ございましたら、お願いします。

○若原委員

シンポジウムと個別相談会、東部に参加者が集中していますけど、その時に中部や西部の人もこられていたんでしょうね。

○山口小中学校課県立夜間中学設置準備室長

細かい詳細なことは分からないんですけども、本当に僅かに中部の生徒さんがいらしていたと。 1、2名生徒だったと思います。こちらが認識できたのは。

○若原委員

それからアンケートを見ると、県外の方のアンケートもありますね。この夜間中学は県外の人も受け入れるんでしたか。

○山口小中学校課県立夜間中学設置準備室長

いえ、県外の方は今受け入れるということにはなっておりません。ですが近隣の兵庫県のほうからもこの会には出席されておりました。直接私が会話を交わした方は、教育委員会関係の方ですとか、 姫路の夜間中学の研究会の方とか、そういった支援されているような方が直接ご挨拶に来られていま した。

○中島委員

福島の方が来ていましたね。

○中田教育次長

福島の公立夜間中学をつくる会の方がたまたま鳥取に来ておられて。

○足羽教育長

県外のことも検討の一つに入っていくと思いますが、今後の通学区域で新温泉町とか、中部でいえば岡山北部も普通に通学できるというふうに認めていることもあります。この夜間中学の壁が市町村の場合だと財政負担をもらうのか、もらわないのかというようなことも絡んでくる。そこら辺の考えを県立であるので、県立高校の通学範囲に認めている新温泉町はOKにしますというようなことも、通えるということでこれは在り得る話、そういう考え方もあろうかと思いますので、その辺りはちょっと希望者が出た時に検討しないといけないとは思っていますけど。

○中島委員

実際何人来てくれるかというのは気になることだけれども、でももう何人であろうともやるという ことですよね。考え方はいいんですよね。

○足羽教育長

はい。そこはその方針でスタートしたと思っていますので。

○鱸委員

参加者アンケートの才のところの、「期待することの一番は学齢期の生徒を対象にすること」基本的には今度できる中学校の対象ではないということですか。

〇山口小中学校課県立夜間中学設置準備室長 対象ではありません。

○鱸委員

まだ、やっぱりこういった期待がアンケートに出てくるんですね。だから夜間中学の対象者、支援者、保護者というのは挙げているけれども、そうでない人も来ているわけですね。徳島のしらさぎ中学校の夜間中学の対象も同じですよね。

〇山口小中学校課県立夜間中学設置準備室長 同じです。学齢期を除く。

○佐伯委員

生徒さんの生の声が良かったと書いてあって、実際にいろんな思いを持って通っていらっしゃることが伝わりました。多分ここにいらっしゃった方って関わりがある家族とか支援者とか、学校関係者も少し来ておられたんですけども、そういう方がそれをまた伝えていってくださるというかたちになるんでしょうか。

○山口小中学校課県立夜間中学設置準備室長

そうですね。実際にシンポジウムの中で参加した方がこういったことを話題にしてくださるようなことで、対象者と繋がることもあるので、どこまでどう届いていくのか分かりませんけれども、あの手で繋がりを期待しながら、やっていくしかないかなというふうには思っています。

○佐伯委員

分かりました。

○足羽教育長

では、今後の取組等についてはまた、午後の委員協議会のほうでお願いして、これをベースにしながら今後の進め方については、また、ご意見を賜りたいというふうに思います。では、報告事項イは終了させていただきます。

○山口小中学校課県立夜間中学設置準備室長 ありがとうございました。

【報告事項ウ】 令和4年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査の結果について

○足羽教育長

それでは、報告事項ウに入ります。時間の関係上、説明は簡潔にお願いします。

○小谷特別支援教育課長

報告事項ウ、令和4年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査の結果について報告いたします。この調査は例年やっているものでして、今年度の傾向等について、報告させてもらいたいと思います。調査日としましては、8月5日から9月6日まで、対象者は県内の幼児・児童・生徒の在籍者が対象者となっています。

1頁目を見ていただきまして、グラフが2つありますが、上のほうが校種別の在籍者数、そして下の方が割合となっています。傾向としましては高等学校のうち、発達障がいと診断された生徒の在籍者数の割合は増加傾向が続いているなという状況が見られます。これは学校と医療とが積極的に連携して診断の機会がついたということでありますとか、進路のことを考える中で適切な指導を受けながら、高校を目指した子が増えてきたということが要因ではないかなと考えています。また同じ高校ですけども、卒業後の進学・就職の際に合理的配慮が必要だということで、診断をオープンにし始めている生徒さんなり保護者さんが増えてきているんじゃないかなというところも考えられます。直近を見ますと、小学校はほぼ横這いですが、中学校については若干生徒の割合が増加傾向にあるのが見受けられます。

全体なんですけども、2頁目ですが、割合としては昨年6.1%だったものが6%ということで、 ほぼ横這いとい状況になっております。

めくっていただきまして3頁のほうには、こちらは校種ごとに各地区別の発達障がいと診断された 児童、生徒数の推移のグラフを載せています。発達障がいと診断された児童生徒は、中部地区のほう が増加の割合が大きくなっているというのは見受けられます。

引き続きまして4頁になります。高等学校のほうは、地区別含めてすべて増加傾向にあります。

続きまして下の表、参考の2ですけれども、これは小学校、中学校の教育の場というところの課題なんですが、上の表は小学校、通常学級に在籍する児童が今年度42.2%、従って特別支援学級に在籍する児童は52.8%。過去のを見ると、パーセンテージが通常学級においては下がっており、それに対して特別支援学級の児童は増加傾向にあります。これは中学校も同じような傾向です。

そして一番下に小さい字で参考と書いてありますが、これは文科省の調査になりますが、この7月に通級で指導を受けている児童生徒の数というのが公表されました。その中で鳥取県は全体としては小学校576人、中学校155人、そのうち発達障がいの通級ということで、小学校451名、中学校150人ということです。この表の狙いとしては、先ほどの参考2の小学校の通常学級のうち通級に指導を受けている児童生徒は、診断を受けた子が216人。下の451人の発達障がいの451人のうち216人が診断を受けて通級を利用しています。逆にいえば診断がなくて通級を受けている数は引き算をして235人で、ほぼ診断ありと無しで通級にいる子がほぼ半々という状況になります。中学校においては150人に対して、下のほうを見ていただきますと91名となっています。これについても診断ありの子は150に対して91名で約60%、そして診断なしが59名で40%、見方によるのかもしれませんが、診断がなくても先生方の指示で通級に通っている生徒たちは小中学校で

半数は拾えているのかなと思っております。以上です。

○足羽教育長

なにかございますでしょうか。

○若原委員

例えば小学校1年生で、発達障がいと認定された子どもはそのまま高校へいくとすれば、高校を卒業するまで、発達障がいだというふうにカウントされるんですか。途中で改善される場合もあるんで しょうか。

○小谷特別支援教育課長

診断の内容が変わってくる場合があると思いますけれども、校種が変わる時に、きちんと引き継がれているかというところもあって、診断が引き継ぎの中に入ってくるという場合もありますが、全員きちんと引き継がれているかと言われると、出来ていないという現実があると。引き継ぎをきちんとしていればいいんですけども、なかなかそこには保護者の思いがあったりもして、必ずしも中学校の時には支援学級にいた発達障がいの子どもが、高校に上がってからは普通学級に入ったりすることもあり、高校に上がってからそのカウントが引き継がれているかというと必ずしもそういう状況にはない。

○林次長

小学校と中学校の間でも場合によっては、小学校は通常学級にいて、中学校は特別支援学校にいく 子もいますので、同じ学校の中にいる時は、ずっとカウントすると思いますが、学校が変わる時にど う引き継ぐかということがあり、特に中学校から高校のところは、保護者なり本人の意向というのが 入ってくるというのがあります。

○足羽教育長

今質問があったのは、医療的な改善なんかのケース、つまり1年生の時はこういう診断を受けたんだけど、4年生になったらそうした状況が見られなくなって、発達障がいという診断がなくなったというふうなケースもあるのですか。

○林次長

それは無いと思いますけども、ただ、生活力が上がったりして、本人の社会生活なり、学校生活としての困難度が下がれば、カウントされなくなる、ということもあるかなと思います。発達障がいが 完治する病気というわけではないのですが、対応力が上がってくれば社会生活に慣れてくれる子もい ますし、一方で合理的配慮もいる子もいますので、そこはなかなか難しい。

○若原委員

早期発見、早期治療で、やっぱり早く見つけるほうが、いいんでしょうか。

○佐伯委員

早く医療と関わりながら、コントロールできるようにしていくのが望ましいので。ただその部分で 保護者や生徒本人の考え、希望というものもあるので一筋縄ではいかないものですよね。

○鱸委員

原点は、子どもが社会性を持って、友達関係ができて楽しく学校で過ごせるかどうかということと、やっぱり学校の授業が身に付いてくるかどうかというそこのとこなんですよね。いわゆる発達障がいとかいろんな病名がつきますね、ADHDとか。ああいう病名をつけるのは、その子が学校という環境の中で適応できていたら、もうそれは障がいではないんですよ。障がいというのは、場所が悪くても良くても、社会的な障壁がなくなれば、あるいは学校としての障壁がなくなれば、その障がいは障がいではないと私は思うんです。だけど、一つの環境の中でうまく自分が乗り越えられない状態、支援が必要な状態を障がいとして名付けているというのが現状です。ただ今鳥取市の支援委員会に出ていますけれど、「2年生から支援学級でやっているんだけど、もう5年生からは普通学級でもいいと思うんですけどどうでしょうか。」という方がかなりおられるし、それと親が小学校から中学校に上がる時に、「この子は中学校では通常学級に友達と一緒に行きたいから」といって、脳神経科の先生が「ちょっと難しい」と言っても、親が「やっぱり行かせます」と言ったら、最終的に受けるかどうかは中学校の校長さんの判断に委ねることになるんですね。

○佐伯委員

保護者さんが受け入れられないと思うので。

○鱸委員

その辺が難しい。そういうようなことで、うまくソーシャルスキルが得られた子は戻っていきますね。ただ、その子に支援が無くなった時に目立ってくるということがあるということは前提です。

○若原委員

特別な支援をする必要がなくなれば、もう障がいということではないということですね。

○鱸委員

そうです。ただその時に、その子が一番大事なのは、相談できるところをつくってあげているということが一番大事です。大学に行かれても、この子は優秀だからといって大学にいっても、大学で問題が出た時に、先生に「私はこうなんですけど、お願いできませんか。」「こういうことがあるんですけど。」と相談できるところがほしい。それが繋がっていくということになるんですよ。

○佐伯委員

通級が受けられない生徒がいるというのがどうにかできないかなと。今年度は一杯ですとか、もう 枠がありませんとか、自校には無理だけど隣の学校にはその枠が空いているとか、いろんな話を聞く ので、そこのところをなんとか手厚くできるようになったらというのが願いです。

○小谷特別支援教育課長

他県の状況も聞いたりしているんですが、巡回のほうにいくというような感じも。

○佐伯委員

でもその巡回すら何人という縛りがあって、そこに入れないという子もいるんじゃないですか。

○中田教育次長

これは国の加配で開設している通級指導教室があって、これをなんとかもう少し確保できるように、 学校や地教委と相談しながら増やしていけたらと思っています。

○中島委員

参考資料の1の東、中、西の数字の違いについてですが、これは公開するものなんですか。

○小谷特別支援教育課長

毎年公開しています。

○中島委員

そうですか。科学的に考えたらこんなに違いがでるはずがないのに、これだけ違いが出るんだったら、こんな資料作らなければいいのにと思うんですが、どうなんですか。これ作ったほうがいいんですか。

○小谷特別支援教育課長

報告公表はしないほうがいいかもしれないですね。私たちとしては傾向は見ておきたいところはあるんですけどね。学校生徒の動きがどういうふうに続いていくのか、今後特別支援学校なのか、学級なのか、通級なのか、傾向がつかみたいというのがあって、受け入れるほうのニーズは出てくるので。

○中田教育次長

公表するかどうかはちょっと検討してみてもいいですね。

○中島委員

基準が同じなのに、こんなに差が出るわけがないだろうと思うんです。なぜなんですかね。

○中田教育次長

市町村の教育委員会を含めた体制というのがあると思うんです。中部だと北栄町とか琴浦町とか、 幼児教育での段階での関わりというのを大事にしておられて、そこから小学校に繋げて、体制として は増えていくというのはあると思うんです。

○足羽教育長

今たくさんご意見をいただきました。これはあくまでも調査結果報告にすぎないので、今のこうした年々増加の一途にある、特に高校の増加がある中で、国の対策は何もない。これらをどう現場支援がしていけるのか、ここから先の施策がやはり問われている結果だろうなと思っておりますので、調査結果を元に、問題点、課題点を明らかにして、通級のこと、国への要望のこと、それから指導者の人材育成のこと、そこから派生する様々な課題をどう取り組んでいくのかが大切だろうなと思っています。特別支援の計画策定中ですので、その辺りも絡めながら今後進めていけたらなと思います。では、ウは終了させていただきます。

【報告事項工】 令和5年度使用教科用図書の採択について

○足羽教育長

では、報告事項工に移ります。時間がありませんので、説明は簡潔にお願いします。

○酒井参事監兼高等学校課長

失礼します。高等学校課の酒井です。よろしくお願いします。報告事項工、令和5年度使用教科書の採択について報告させていただきます。1頁をご覧ください。例年これ非常に分厚くなっています。採択の概要についてですけど、この教科書使用につきましては、9月の13日に教育長決裁をいただきまして、同じ日に文部科学省に報告を済ませております。本日はその報告となります。県立高校、県立特別支援学校高等部の採択の概要ですが、高校は新しい学習要領になって2年目ですので、(1)の表がございます。区分第一部、本県の採択種類です。括弧内が昨年ですから増えています。2年生も新しい教科書を採択するようになりますので増えてきているということでございます。

めくっていただきまして2頁をご覧ください。採択結果の特徴につきましては、内容が教科科目の目標に適合していて、程度が生徒の実態に合っているというのがほとんどでございます。特別支援学校におきましては、生徒の障がいの状態に即した教科書選定を行っています。3頁に資料1としまして、いつも見ていただきます流れで、本日は教育委員会に報告という場所が本日になっております。 先程申しました教育長決裁は9月13日にいただいております。本日はその報告の部分です。

4頁から、学校別にどんな教科書が使われているかがずっと出てきております。53頁からは教科書の種類別です。71頁からは各学校ごとの選定理由です。先程これを読んで特徴を報告させていただきました。105頁からは特別支援学校の教科書の一覧です。特別支援学校の教科書はたくさんございまして、105頁から最後までです。簡単ですが以上でございます。

○足羽教育長

いかがでしょうか。何かご質問がありましたらお願いします。

○中島委員

53頁でお示しいただいた国語でこれだけ科目名があるというのは、この科目名は、これは学習指導要領によるんですか、学校によるんですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

学習指導要領による科目です。

○中島委員

そうすると例えば、普通科高校だとこの科目名でとか、専門高校だとこういう科目名でということ になるんですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

必履修とかがありますので、それは必ず取らなければならない科目ですので、普通科、専門関係な しです。それ以外は選択科目です。

○中島委員

例えば、現代の国語と言語文化だと、目標は違うということですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

国語としての大きな目標は同じです。そして科目ごとにそれぞれ目標が違います。この現代の国語 というのが、新しい学習指導要領の必履修科目ということで、すべての学校で。あとは選択ができる。

○足羽教育長

現代の国語の中でおっしゃったような普通科だったらこれ、専門高校だったらこれだという決まりはございません。各学校の方で選んでいくと。

○佐伯委員

文学作品を入れたらいけないとか、入れてもいいのかと、どこかの出版社が入れていたら、そこは 結構たくさん採用になったとかいうのは、現代の国語ですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

いえ、論理国語だったと思います。論理国語という名前から評論というイメージがあるんですが、 実際その教科書の中に小説を入れて、小説を論理的に読むということで認められたところがありまして、それで「それはちょっと違うんじゃないか」というような揶揄する声もありました。

○森委員

資料の印刷は大変でしたね。

○酒井参事監兼高等学校課長

長い年月をかけて、ここでも委員協議で何回も協議していただきながら、ここに置かせていただいている教科書もご覧いただきながら、これだけの教科書ですので、生徒の実態に応じた教科書を選ぶというのも大切な作業です。学校の教員だけで選ばずに、今は理系の方とか地域の方とかにも入っていただいて、第三者の目も入れながら教科書を選んでおりますので、資料の量が大変多くなっています。

○足羽教育長

ではここで報告事項工を終了します。

【報告事項オ】 倉吉東高校の国際バカロレア ディプロマ・プログラム(IBDP)の認定について ○足羽教育長

では、先程来出ていましたバカロレアについて、報告事項のオをお願いします。

○酒井参事監兼高等学校課長

倉吉東高校の国際バカロレアディプロマ・プログラムの認定について報告させていただきます。ディプロマというのは大学の卒業認定という意味だと思うんですけど、この国際バカロレアの場合、このディプロマプログラムは、18歳ではなくて19歳までが対象になっていますので、なのでこのディプロマという言葉を使うのかなと勝手に考えているところでございます。国際バカロレアのディプロマプログラムの状況につきましては、倉吉東高校の導入に向けて準備を進めてきました。8月30、31日に最終確認訪問が行われまして、9月23日付で認定校に認定されました。

倉吉東高校 I B教育の導入につきましては、倉吉東高校の「主体的な学習者の育成」、「21世紀をリードする人材育成」、ここの理念と I B教育の理念とが親和性が高いということで導入を決めたものでございます。倉吉東高校では、2年、3年の2年間、この国際バカロレアのプログラムを学習して、高校3年の11月に世界共通テストを受験します。ここでスコアが出てきます。45点満点のうち24点以上で資格が得られる。当然、45点に近づけば近づく程、高いレベルの力があると判断していただけるということです。ディプロマプログラムは6科目受講しないといけないんですが、その内の2科目は外国語です。一つは外国語の授業で、もう一つは数学の授業で、ネイティブの先生を雇って、ただネイティブの先生だけだと全部英語ですので、生徒も不安になるということで、鳥取県の場合、日本人教員とのティームティーチングという形で行っていきたいと考えております。

これも教育長にご挨拶の中で触れていただきました、11月20日に倉吉未来中心で、高校生国際 バカロレアフォーラムを開催して、県民の方々の中学生にPRをしていきたい。テレビでの放映等考 えています。繰り返し放映していただいて、これが一番広まるんではないかと考えています。

その他でいろいろ書いてございますが、国内の認定校が6月末現在151校、うち公立高校は、10校でしたが、9月30日現在で公立高校の倉吉東高校が認定されましたので、11校となりました。最後にIB資格を利用した大学入試ですが、国際バカロレアというと海外のイメージがあるんですが、今日本の大学もすごくIB入試というものを実施しておりまして、そこに挙げさせていただいている近場では特に岡山大学、この国際バカロレアのスコアによっては、医学部医学科の入試もそれだけで済ませてくれる。要するに共通テストも受ける必要がなく、国際バカロレアの資格と後は面接、論文等で決まっていくようなそういう入試が行われています。東京大学でも行われているところで、やはり国際的に評価のある学びなんですが、日本の大学もそれを認めており、いわゆる共通テストを受けて二次試験という、こういうところで入学する生徒以外の学びをした生徒も入学させたいということだというふうに思っております。最大限、倉吉東高校を今後も支援していきたいと思っております。以上です。

○足羽教育長

いかがでしょうか。

○中島委員

次の課題は生徒集めということですか。

○酒井参事監兼高等学校課長

そうですね。ただ一番はやはり継続した教員、教える教員の力を保つことかと。国際バカロレアは学習指導要領が5年に1回変わります。今資格を受けている先生も、5年経つとその資格がなくなります。また研修を受けないといけません。このサイクルが早くて、世界標準というのはこういうスピード感覚なんだと思うんですけど、教員自体が学び続けるというのが明確に出ていますので、そこのところで若手の先生も含めて、県全体で取り組んでいかないといけないなと思います。当然今はやる気のある先生方がたくさんいらっしゃいます。最初はいいです。そういう中で生徒が20人前後ですけど、10人が手を挙げてくれたら私としては嬉しいなと思っていますけれど、最初から20を越える生徒が手を挙げてくれるというふうには、私は想定していませんが学校はしています。ただ6科目中2科目は全部英語で、レポートも全部英語ですので、そこまでの英語力を持ちながら、ディスカッション中心の学びで対応していくとなると、なかなか難しいかなと思います。ただ、グローバル・リーダーズキャンパスでスタンフォード大学とオンラインでの授業を毎年行っているんですが、年々生徒がすべて動いて、大学の先生方のお話を聞いて英語で答えて、うちの担当の秦指導主事もびっくりしています。度胸がなくて、ちょっと手を挙げるのを控えるような生徒がいるんですけど、それでも話し始めると、堂々としています。

○森委員

バカロレアの研修を先生方が受けられるという中で、その内容というのは一般の教員に対しても参

考になるようなものはあるんでしょうか。

○酒井参事監兼高等学校課長

当然あると考えています。ですので、まだ授業が始まっていませんけど、授業が始まったらどんどん倉吉東高校の授業を見にきてもらって、こういう授業があるんだということを理解していただいて、その研修に手を挙げていただいた方については派遣したいなと思っています。バカロレアはすごく言葉にこだわりますので、影響とか変化とか、どういうことが変化なのかということから学んでいきますので、その辺りもすごく勉強にはなると思います。

○森委員

鳥取県の人材育成というか、教員の質を上げるという意味合いでも、バカロレアの仕組というか、 そういう学びが横展開までとはいかなくても、なにかそこから人材育成のヒントなりプログラムなり というのが生かせれば、よりこの地域の財産になるのかなというふうに少し感じました。

○酒井参事監兼高等学校課長

ありがとうございます。本当に今の学習指導要領が、生徒の主体的で対話的で深い学びを重要視しています。これを支援するのが教員だということになってきていますので、教員も生徒への接し方というのが随分変わってきていると感じてます。そういう中での国際バカロレアの学びですので、学び方を学ぶというような理念ですので、ここのところを当然、本県の先生方にも学んでいただきたいなと考えているところです。

○森委員

ぜひ、経済界にもお話をしにきていただきたいと思います。経営者の方の中には、子どもさんをグローバルに育てて、やっぱり自分の事業を継がせるために、子どもを育てる段階で帝王学といいますか、そういう考え方を教え込みたいと考えていらっしゃる経営者の方も多数いらっしゃると思うんですね。そうなるとこのバカロレアの価値が逆に分かられる親御さんも、相当数いらっしゃるんではないかなと思いますので、そういった方たちに一早く知っていただくというのも、正しく理解していただけるという意味合いでは、そういった方々へのお話のチャンスがあるといいなと感じます。

○酒井参事監兼高等学校課長

分かりました。ありがとうございます。

○足羽教育長

また対応については報告させていただきたいと思っていますが、午前中にもちょっと話に出ました 人事のところは関わってくる話で、異動等が出てきてしまうととてもその資格取得に足ることができ ないといけませんので、その辺は特別というよりも、状況に応じた学校の特色化に向けた人事異動の 在り方ということで検討が必要であろうなと思っております。報告事項のオは終了させていただきま す。

○酒井参事監兼高等学校課長 ありがとうございました。

【報告事項カ】 鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議の建議書について ○足羽教育長

最後、報告事項力をさせていただきたいと思います。社会教育課ですが、時間の関係で説明は簡潔 にお願いします。

○西尾社会教育課長

社会教育課の西尾でございます。では報告力をお願いします。鳥取県教育審議会生涯学習分科会兼鳥取県社会教育委員会議のほうから建議書を頂戴したことについての報告でございます。建議書は去る9月22日に、教育長宛てに分科会長の川口環境大准教授と大堀副分科会長からいただきました。題名は「地域の特性を生かした持続可能なコミュニティースクールと地域学校協働活動に向けて」というものでございまして、建議書の本文は資料のとおりでございます。これは前の期間の審議会の委員の皆様が就任された令和2年の10月以降2年間の間に、県内各地で小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の学校運営協議会と地域との活動などについて視察をさせていただき、またその現地で委員さん方との意見交換を持ったりすることを重ねながら審議された内容をまとめられたものでございます。

学校運営協議会自体は、学校で設置される会議体なんですが、そこの会議体に地域の方が参加され話し合われた内容を、地域のほうと共有して地域と共同した活動を行っていくということが重要であるということで、生涯学習分科会のほうで審議を重ねてこられたものでございます。

内容につきましては、めくっていただきまして横長のものがございます。ポイントだけ申しあげますと、県内で学校運営協議会が設置されたコミュニティースクールと呼ばれるものは、全校種合わせて今年の5月1日時点で8割以上で設置されております。また地域と一緒に取り組む活動するための組織体である地域学校協働本部が整備されているところは6割以上というところでございます。学校運営協議会の設置の状況で全国的に見ても3割ぐらい高い状態で設置されているという状況です。

委員の皆様が現地を確認されて、持続可能な取組にしていくために、課題ではないかということで挙げられたのが、この横長の括弧囲いでございます。まだ、制度が努力義務から義務化されて本格的に導入が始まってから5年になりますが、漸く制度が普及し始めているというところで、まだまだ制度についての理解促進を進めていかなければならないという点。新しい制度が始まる前から、学校の支援に携わってこられたような熱心な方が少しずつ高齢化していって、世代交代が必要になってくるのではないか、たくさんの方に関わってもらう必要があるのではないかという点で、人材確保が必要だという点。また、円滑な運営実施をしていくためのノウハウが、市町村教委や学校あるいは地域に不足しているんではないか、ノウハウが足りないのではないかという3点のご指摘がございます。

それにつきまして、持続的な取組を進めていくために必要な大原則として示されています。それは 県内各地一様ではございません。地域的な条件、産業や文化、伝統など様々でございます。その地域 の特性を生かしたものにしていくことが大事なのではないか。これまでの繋がりを生かして公民館だ とか、伝統行事なども生かしながら行っていくことが大事なのではないかということがまず1点。持 続可能なものにしていくためには、やはり一定のメンバーに頼るというのではなく、より多くの参画 を得るということが大事であるという点。また強制ではできませんので、関わる人が「自分もやって 良かった。学びがあった子どもたちも自己有用感が感じられる取組にしていく工夫が必要ではないか」 ということが1点ございます。

その下に書いてある協働本部の整理というところなんですけども、文科省が、地域と学校が協働した活動を進めていくための仕組といいますか、組織体のことを「地域・学校協働本部」というふうに名付けておりまして、この言葉からは、きちんとした組織、本拠地があって、定期的に運営されてみたいな印象を受ける言葉ですので、地域の方、あるいは関係者の方がとても分かりにくいという誤解を持ちがちだというお話を伺ったので、委員会のほうでは必ずしも定期的に事務所を持ってやるというものではなくても、目標や目指すところを共通して持ち、活動していくために話し合い、継続的に策を行っていけるような仕組や組織があれば、それは「協働本部ですよ」というふうに考えようという提言をしてくださっています。

そういった考え方を元に何を求められたかといいますと、1番最後の枠囲いでございます。県立学校設置者として、県教委には必要な規定の整備と予算の確保を行い、地域・学校協働活動を進めていくための取組をしてくださいということ。次に市町村教育委員会については、財政支援を始め様々な支援を行っていくということ。学校の教職員と地域の方についても、人材を育成したり情報を発信したりということで支援をしていくことが求められておりますが、息長く続けないとなかなか進まないことだということで、継続的な発展をしていかなければならないものであります。説明は以上です。

○足羽教育長

いかがでしょうか。一般報告でしました概要の説明です。

○中島委員

17、18頁に県教委がやるべきことというのがまとめられているかなと思うんですが、ざっと見ると、そんなにやってないことはないじゃないかという印象を持つんですけども、ご担当の立場からご覧になった時に、ここは頑張ったほうがいいなと思われることっていうのは挙げていただけますか。

○西尾課長

情報発信ですとか、人材育成というのはもう少し幅広に力を入れてやってもいいのかなというふうに思います。一般の方になじみのない言葉だったりということもありますので、もう少し広く知られるようになるためにはどうしたらいいのかというようなことは考えていきたいと思っております。また、人材育成やノウハウの伝達のための研修というのは幅広く、いろんな方に受けていただけるようにと考えております。動画など気軽に見ていただけるようなことも少しずつ着手し始めているところ

です。

○中島委員

コミュニティースクールというのは完成形があるわけでなくて、常に更新されていく目指すべき概念みたいなものだと思うので、そこのところがうまく常に動いていくダイナミックで、状況に合わせて更新されていくものとして皆さんに受けとめられるということが大事だなと思うので、そこのところが結局一番足りてないところかなと思いますので、今おっしゃったことそのとおりだと思いますので、進めていただけたらと思います。

○鱸委員

前回、中国の教育委員会議で、岡山県が確かいわゆるコミュニティースクールの運営には、地元の市町も役場とかの中に担当者を一人送り込むことによって、地域の活動が非常にしやすくなったり、運営が非常に良かったと、運営に対しての役割としてやっぱりそういう人を特別に付けたところは非常に良かったという話を聞いたんですが、県の教育委員会からの一つのアプローチとして、特に山間部とか特に地域性で活性化の中に高校のコミュニティー、あるいは小学校のコミュニティースクールとか、県のコミュニティースクールがあるところに話を持っていく。それから、財政的支援とそこに書いていますけれども、まさにそのとおりでその会議の時も継続して予算を投ずるのは、少し難しいというお話が確かあったと思うんです。ですから一つには地域で一緒にやるもんですから、市町の行政と一緒になってお話を進めていくというのが、基本的には大事なことじゃないかと思います。

○足羽教育長

議会でもあったのは、家庭教育というご指摘のあった絡みで、こういうことについても私のほうから答弁で説明したんですが、やはり議員さんでさえほとんど理解はない。一番熱心な福浜議員さんでさえ全く知らなかったと。コミュニティースクールという言葉は知っているが、その部分だけでは回っていかない、地域協動学校活動というものと両輪を成して進んでいくものだというような説明をさしあげたんですが、本議会でも常任委員会でも議員さん方もまだまだ知っておられないぐらいですから、学校関係者では漸く言葉が定着し始めたけれども、広く地域の方々にとってみるとまだまだ周知がうまくは図れていない。その辺りを今西尾課長のほうが言っていた情報発信の部分、そしてそこに関わっていただく人の人材育成、これは同時にやっていくことが必要な取組だろうなと思っていますので、そういう意味でこの建議書をしっかり受けとめて取組を進めていきたいと思っております。

○中島委員

さっきの教科書採択なんかも本質的には繋がる話ですよね。教育の民主化というか、教育というの は誰がなんのために何を目指してするもんなんだということと関わってくる一番大事な部分ですね。

○若原委員

建議書というのは、教育長がコメントしてこれで終わりですか。

○足羽教育長

これを具体化して取組に繋げていくという政策推進に繋げていくというものであります。

○林次長

答申というものはこちらから諮問したことに対していただくものですが、建議というのは、審議会の方々がある程度自分が所管するような内容のものについて、教育委員会にこういうことに頑張ってもらったほうがいいんじゃないかということを、委員全体としてまとめられたものを出されるのです。受けたほうとしては当然、それは県民の一つの大きな意見ですので、それに対応していく責任はありますけれど、すぐ回答を審議会に返すというものではなくて、教育委員会が取組む活動に対して一つの参考なり、こういう考え方で進めていただくというふうに、委員さん方がまとめられた意見です。

○鱸委員

提案書というかたちですね。いわゆるプロポーザルされたということですね。

○林次長

そうですね。こちらからの諮問はなかったんですけど、委員さん側としてこれはまとめて教育委員 会に取り組んでほしいというものです。

○足羽教育長

はい、ありがとうございました。では、報告の力も終了させていただきます。残りの報告事項については時間の都合で、説明は省略したいと思いますがいいでしょうか。(同意の声。)では、以上で報告事項を終わります。

○足羽教育長

その他で各委員さんから何かございますでしょうか。

それでは、次回は11月16日、水曜日10時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (同意の声。)では、本日の日程は終了させていただきます。ありがとうございました。